

古河第二高等学校の運動部活動に係る活動方針

1 運動部活動の基本的な考え

- (1) 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮し、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究を踏まえ以下の休養日を設定する。

- (1) 学期中は週当たり 1 日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 定期試験実施一週間前・期間中は休養日とする。
ただし、高体連・高文連主催の大会が近い場合には、放課後 2 時間程度の活動を認める。
- (3) 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 運動部活動の活動時間

1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、休業日は 4 時間程度とする。

そのため、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動となるように心がける。

また、怪我や事故の未然防止にも努める。

4 運動部活動の朝の活動

朝食の摂取や睡眠時間の確保、授業への集中及び学校生活のリズム確保のためにも、原則として、朝の部活は行わない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、茨城県高等学校体育連盟及び市町村教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。

6 熱中症事故の防止について

- (1) 気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における屋内外の運動を原則として行わない等、適切に対応する。
- (2) 実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。
- (3) 万が一、熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

7 文化部の活動

県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをする。

8 その他

活動方針並びに月間の活動計画については、学校のホームページに掲載する。